

様式第11号(第7条関係)

一 般 廃 棄 物 処 分 業 許 可 証

第 6 2 0 2 号

令和 6 年 3 月 1 日

住 所 高松市勅使町299番地2  
名 称 南部開発株式会社  
氏 名 代表取締役 杉田 数博 様

東かがわ市長 上 村 一 郎



一般廃棄物処分業を行うことを、下記の条件を付けて許可します。

記

許 可 期 間	令和6年4月1日 ~ 令和8年3月31日
一 般 廃 棄 物 の 種 類	木くず、草木、水草
処 分 方 法	破碎処分によるチップ化
許 可 の 条 件	中間処理施設又はそれらの設置場所を変更する場合は、あらかじめ承認を受けること。